

令和8年度 就学援助制度について

令和8年度から 電子申請が始まります。



利用開始は4月1日から

申請フォームはこちらから→



就学援助制度とは？

小・中学生の子どもがいる家庭に、学用品費（ノートや鉛筆など）や修学旅行費などを援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽にご相談ください。

申請方法

（電子申請）**NEW** 上記の二次元バーコードから申請

（窓口提出）就学援助申請書（兼同意書）を金武町教育委員会学校教育課
または金武町立小・中学校へ提出

（郵送）就学援助申請書（兼同意書）を教育委員会学校教育課へ郵送
（宛先はうら面参照。申請期限の当日消印有効）

- ※ 書類申請をご希望の方は、教育委員会または学校から就学援助申請書（兼同意書）を受取るか、金武町ホームページから印刷して下さい。
- ※ 令和8年1月1日現在で金武町外に住所が登録されている方全員の【令和8年度の所得課税証明書】や確定申告の写し等が必要となります。必要な方には申請後に個別に学校教育課から連絡します。

申請期間

	申請期限など	認定月	審査結果の通知
当初申請	令和8年4月1日（水）～ 令和8年6月2日（月）	4月認定	6月下旬
追加申請	令和8年6月2日（火）～ 令和8年12月25日（金）	申請した月	申請の翌月

※ 審査結果は、教育委員会学校教育課からご自宅へ郵送します。

※ 追加申請は、減額や支給対象外となる費目がありますので、できるだけ当初申請期間内に申請してください。

裏面へ続きます

対象となる方

★金武町に住所がある小・中学生の保護者又は区域外就学で金武町立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受給している方
- ② 令和7年または令和8年に、生活保護が停止又は廃止になった方
- ③ 同一生計の方全員が令和8年度（令和7年分収入）住民税（町県民税）所得割非課税（税額が0円又は均等割のみ課税）である方
- ④ その他（収入が不安定、多子世帯、特別な事情など）

※ 認定の審査に、同一生計の方全員の所得・課税情報を確認しますので、必ず確定申告を行ってください。

※ 前年度、就学援助制度の認定を受けられた方も、新たに申請する必要があります。

※ 県立特別支援学校の小学部・中学部へ在籍する児童生徒は、対象外です。

参考 支給費目（令和8年度予定）

	支給要件	小学校	中学校
学用品費	金武町在住 (準要保護者)	1年生 : 12,610円 2年生以上 : 14,780円	1年生 : 23,880円 2年生以上 : 26,850円
通学用品費	金武町在住 (準要保護者)	2,230円	2,230円
校外活動費	金武町在住 (準要保護者)	実費 (上限 1,570円)	実費 (上限 2,270円)
通学費	金武町在住 (準要保護者)	交通機関利用にかかる実費 (通学方法・距離等の条件がありますので、学校教育課へご相談ください)	
新入学用品費 (入学後支給)	金武町在住 (準要保護者)	57,060円	63,000円
修学旅行費	金武町在住 (要保護者、 準要保護者)	実費	実費
医療費	町立校在籍 (準要保護者)	学校保健安全法に定める病気 (虫歯や慢性副鼻腔炎など)	
めがね購入費	金武町在住 (準要保護者)	上限 20,000円	上限 20,000円

お問合せ先（郵送宛先）

〒904-1293 金武町字金武7758番地

金武町教育委員会 学校教育課 就学援助担当

電話 098-968-2991